

資料1-1

前回の運営評議会でのご意見等を踏まえた平成19年度事業計画(案)の修正事項

該当箇所	前回の運営評議会における御指摘	御指摘を踏まえた修正内容
<p>(10頁)</p> <p>1. 適用事務に関する事項 (2) 厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化</p>	<p>○ 昨年の総務省からの未適用事業所に関する勧告を踏まえ、未適用事業所の適用促進について、もっと計画上書き込むべきではないか。</p>	<p>事業計画11頁 「計画数値」欄の下記項目に係る「19年度計画」について、以下のとおり修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問勧奨実施事業所数 「行動計画で定める件数」 → 「行動計画で定める件数 <u>前年度を幅上回る</u>」 ・ 重点加入指導実施事業所数 「行動計画で定める件数」 → 「行動計画で定める件数 <u>前年度を幅上回る</u>」 ・ 事業所調査効果件数〔資格得喪関係〕 「前年度を上回る」 → 「前年度を<u>幅上回る</u>」
<p>(29頁)</p> <p>5. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項 (1) 保健事業の実施</p>	<p>○ 平成20年4月からの特定健診等の義務化に向けての準備に係る取組についても、目標に入れるべきではないか。</p> <p>○ 特定健診の「特定」という言葉に抵抗感のある方もいるので、文言について工夫してほしい。</p>	<p>事業計画29頁 【計画】のオを以下のとおり修正する。</p> <p>オ. 平成20年4月から、すべての医療保険者に対し、40歳以上の被保険者等に対する「<u>特定健康診査</u>」・「<u>特定保健指導</u>」が義務づけられるため、「<u>特定健康診査等実施計画</u>」の策定 <u>事業の普及に向けた当該実施体制の整備及び市町村等関係団体との調整を実施し、施行に向けた準備を進める。</u></p> <p><u>なお、「特定健康診査」・「特定保健指導」が政府管掌健康保険の被保険者及び被扶養者になしめやす、受診しやす、形で実施できる工夫を検討する。</u></p>

該当箇所	修正内容									
(31頁) 6. 業務全般に関する事項 (1) 国民サービスの向上	<p>【目標】欄に19年1月の「お客様満足度」調査結果を記入</p> <table border="1" data-bbox="667 360 1563 619"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年1月</th> <th>18年7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金相談窓口 (全体の満足度)</td> <td>89%</td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>年金相談以外の窓口 (全体の満足度)</td> <td>87%</td> <td>84%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 数値はアンケート調査における5段階評価で「満足」及び「やや満足」の評価を得た割合。</p>		19年1月	18年7月	年金相談窓口 (全体の満足度)	89%	89%	年金相談以外の窓口 (全体の満足度)	87%	84%
	19年1月	18年7月								
年金相談窓口 (全体の満足度)	89%	89%								
年金相談以外の窓口 (全体の満足度)	87%	84%								

該当箇所	前回の運営評議会における御指摘	御指摘を踏まえた修正内容
<p>(39頁)</p> <p>6. 業務全般に関する事項</p> <p>(6) 組織の改革</p> <p>①ガバナンスの強化</p> <p>カ 開かれた組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方社会保険事務局に「サービス改善協議会」を設置（平成17年度～） 	<p>○ 「サービス改善協議会」について、具体的に何を活動しているのか教えてほしい。</p>	<p>事業計画39頁 「6. 業務全般に関する事項」、「(6) 組織の改革」、「①ガバナンスの強化」、「カ 開かれた組織運営」を以下のとおり修正する。</p> <p>カ 開かれた組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図るため、本庁に「社会保険事業運営評議会」を設置（平成16年度～） 各社会保険事務局等の事業運営及び業務の実施状況について、地域の方々に情報提供を行うとともに、利用者及び被保険者等の視点からの意見を受け止め、サービスの改善を図るため、地方社会保険事務局に「サービス改善協議会」を設置（平成17年度～）

該当箇所	前回の運営評議会における御指摘	御指摘を踏まえた修正内容
<p>(39頁)</p> <p>6. 業務全般に関する事項</p> <p>(6) 組織の改革</p> <p>③人材の育成</p>	<p>○ 職員に対する研修について、もう少し具体的に教えてほしい。</p>	<p>事業計画39頁 「6. 業務全般に関する事項」、「(6) 組織の改革」、「③人材の育成」を以下のとおり修正する。</p> <p>③人材の育成 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険大学校において、質の高い研修を行うとともに、必要に応じて職員の専門知識の把握について試験を行い、その成績を任用に活用する。 ・ <u>社会保険大学校において、職員のマネジメント能力を向上させるために、職務階層別研修の充実を図る。</u> ・ <u>社会保険大学校において、職員の実務能力を継続的に向上させるために、ステップアップ研修の充実を図り、一部の研修において「指導者養成課程」を新設する。</u> ・ 非常勤職員に対する研修体制の整備 ・ 年金サービスに従事する全ての職員が、年金制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、引き続き職員教育を徹底する。 ・ <u>事務局等において新規に配属された職員に対し、職場の上司を講師とした研修を実施する。平成19年度は試行実施。</u>